様式第12の8（第2条の2関係）

大規模休廃止報告書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住所	
小売電気事業者名及び登録番号	
登録特定送配電事業者名及び登録番号	
連絡先担当者氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

電気関係報告規則第2条の2第1項の表第1号の規定に基づき、小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始するので提出します。

（需要家に周知する内容）

1．供給を停止する年月日	
2．休止しようとする場合にあっては、その期間	
3．休廃止を行う理由	
4．苦情や問い合わせの連絡先	
5．最終保障供給等の提供事業者	

（休止し、又は廃止しようとする小売電気事業等の状況）

休止し、又は廃止しようとする小売電気事業等の小売供給契約数、販売電力量、供給区域			
	低圧契約	高圧契約	特別高圧契約
小売供給契約数			
販売電力量（10^3kWh）			
供給区域			

（その他参考となるべき事項）

備考　1　最終保障供給等とは、最終保障供給、特定小売供給及び解約等を申し入れる者と約するところにより行う解約等の申出をされた需要家に対する小売供給をいう。

2　小売電気事業等とは、小売電気事業及び小売供給をいう。

3　低圧契約とは低圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、高圧契約は高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約、特別高圧契約は特別高圧需要に係る小売供給契約及び小売供給に関する契約をいう。

4　販売電力量は、休廃止の周知を開始する日の属する月の前々月の販売電力量をいう。

5　供給区域については、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。

6　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中第三条の十二第一項及び第三項の改正規定並びに第四十五条の十五第一項及び第三項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（電気事業法施行規則に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則第三条の十一及び第四十五条の十二の規定は、施行日以後に小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止する旨の周知をさせようとする者について適用し、当該日前に当該周知をさせようとする者については、なお従前の例による。

（電気関係報告規則に関する経過措置）

第三条　施行日から令和五年四月七日までの間にその締結している小売供給に関する契約の解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行う小売電気事業者、小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者及び登録特定送配電事業者に対する第二条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の二第一項の表第一号の適用については、同号の報告期限の欄中「解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行う日の前日から起算して七日前の日まで」とあるのは、「解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行った日から起算して七日以内」と読み替えるものとする。

第四条　第二条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の二第一項の表第二号の規定は、令和五年四月八日以後に小売電気事業又は小売供給を休止又は廃止する旨の周知をさせようとする者に適用し、当該日前に小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止する旨の周知をさせようとする者については、なお従前の例による。